

会員各位

2019年9月1日
株式会社延田エンタープライズ

消費税法改正の対応についてお知らせ

この度消費税法改正（2019年10月1日から税率10%）に則り、弊社における消費税の取り扱いにつきまして、下記の通り対応させていただき運びとなりました。内容をご確認いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

実施時期：2019年10月度対象分より

現行：税抜価格＋消費税8%

改正後：税抜価格＋消費税10%

※月会費、入会金、事務手数料、契約ロッカー、各種オプション料金（水素水を除く）、パーソナルトレーニング、エステ、マッサージ、イベント、商品等の全ての付帯料金にも適用されます。

【一年一括払いの取り扱いについて】

一年一括払いの更新、ご契約希望のお客様は2019年9月度会費までは8%、10月度以降は10%の消費税をお預かりする事となります。

※契約ロッカー、各種オプション料金（水素水を除く）および他の一括払いにつきましても同様に適用させていただきます。

金額の詳細につきましては、フロントにてご案内いたします。

以上